

作業を開始した日に終わる作業（1日のみの作業）について

参考例

(■ 作業実施)

届出 必要

	1月	2火	3水
午後 9			
10		■	
11		■	
	2火	3水	4木
午前 0		■	
1		■	
2		■	
3		■	
4		■	

0時をまたぐと2日間。

届出 必要

	1月	2火	3水	4木	5金	6土	7日	8月	9火	10水	11木	12金	13土	14日	15月	16火	17水	18木	19金	20土	21日	22月	23火	24水	25木	26金	27土	28日	29月	30火	31水	
外構工事 ジャイアントブレーカー		■																														
内装工事 ハンドブレーカー																									■							

- 数日間隔で同じ特定建設作業を行う場合は、連続の作業とみなされ、届け出が必要。
- 上記の場合、ジャイアントブレーカーとハンドブレーカーを別の日に1日のみ使用する場合は、騒音は同じ「さく岩機を使用する作業」であるため、届け出が必要（振動の届け出は不要）。

届出 不要

	1月	2火	3水	4木	5金	6土	7日	8月	9火	10水	11木	12金	13土	14日	15月	16火	17水	18木	19金	20土	21日	22月	23火	24水	25木	26金	27土	28日	29月	30火	31水	
空気圧縮機 (さく岩機の動力以外)		■																														
ハンドブレーカー (空気圧縮機使用)																									■							

- 特定建設作業の種類が異なるため届け出不要。
- 上記の場合、同じ空気圧縮機を使用する場合でも、さく岩機の動力として使用する作業を除くため、どちらも1日のみの作業とみなされるため、届け出不要。

※ 1日のみの作業の予定が変わり、2日以上同じ特定建設作業をすることになった場合、届け出が必要です。

そのような場合でも **区受理日の8日後から作業可能**となります。

2日以上同じ特定建設作業をする可能性がある（使わないかもしれない）という場合でも、豊島区では届け出を受理しています。